（公印省略）

食生衛第８１０-１５号

　令和４年１０月１７日

　関係各位

群馬県知事　山本　一太

（健康福祉部食品・生活衛生課）

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」の改訂並びに

同ガイドラインに基づく警戒レベル及び要請について（依頼）

　平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

　さて、令和４年１０月１２日（水）に開催しました、第９４回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」を改訂しました。また、改訂後のガイドラインに基づく要請（１０月１５日（土）以降）を行うことを決定しました。

　なお、要請期間については、これまで２週間を単位としてきましたが、警戒レベルが１であり、かつ感染状況が落ち着いた状況の場合に限り、要請の終期を定めず「当面の間」にすることとします。

　つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いします。

　－前回（１０月１日（土）以降の要請）との主な変更点－

（１）ガイドライン警戒レベル

　　　　警戒レベル「１」：３５市町村

　（２）県民の皆様への要請

・ワクチン接種の積極的な検討

・大人数での会食等は感染リスクが高まることから、十分注意

　（３）事業者の皆様への要請

・テレワーク、時差出勤等を推奨

・高齢者施設や病院等での直接面会の際は、適切な感染防止対策の徹底

　※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（１０月１５日（土）以降）』を御確認ください。

担当：生活衛生・動物愛護係

TEL：027-226-2445

FAX：027-220-4300

e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp